

戻ってきた国家資格「公認心理師」

同志社大学 名誉教授

岡市廣成（おかいち ひろしげ）

長年にわたり心理学界の悲願であった心理職の国家資格が、2015年9月9日に「公認心理師法」として成立したことは本当に喜ばしいことである。多くの関係者のご努力に敬意を表したい。同法での公認心理師とは、国民の心の健康の保持増進に寄与する目的で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理支援必要者の①心理状態の観察と分析、②心理に関する相談、助言、指導、③関係者に対する相談、助言、指導、④心の健康に関する知識の教育、情報の提供を行うことを業とするものである。この資格は、基本的には、公認心理師に必要な科目を修め、「大学を卒業し、大学院の課程を修了したもの」または「大学を卒業後、省令で定める施設で①から③の業務に一定期間従事したもの」が、公認心理師試験に合格することによって取得することができる。

この公認心理師法は、2017年9月15日までに施行すると決められており、具体化に向けて作業が進められている^注。カリキュラム案については、本稿執筆時点でいくつかの団体から独自案が出されている。いずれの案でも学部では広く心理学の基礎を学ぶということでもとまりそうであるが、大学院では、医療、教育、福祉、司法、産業など各領域での職能に関わる知識や技術をどこまで求めるかという考え方の違いによって各案の間にはかなりの違いがみられる。例えば、ある案では38単位に加えて修士論文が必要であり、別の案では修士論文を含めて30単位である。ここで現れた単位数の違いは、各案が想定する公認心理師の職能レベルをどのように設定するかによると考えられる。高い能力を持った人材の育成が望ましいことは言うまでもない。しかし、修士課程2年間という時間的制約を考慮すると、先にあげた五つの領域を共通にカバーする普遍的な知識と技術の習得に的を絞ることが必要であろう。当然それでは職場に出た時に専門能力不足が生じるのではないかという心配が生じる。心理学界には、既に専門領域に特化したいくつもの職能資格が存在しており、公認心理師法が成立した今、異なる領域を普遍的にカバーする公認心理師と諸学会が認定している専門性の高い職能資格の関係を整理し、それぞれの役割を明確化することが求められる。その際、博士課程での高次職能資格の取得構想なども考えられるであろう。ともあれ、心理学界は、公認心理師が広く世の中で役に立ち、活躍するために、この制度を支援するとともに、利用することを考えていかなければならない。



Profile 岡市廣成

1943年、大阪府枚方市生まれ。1966年、同志社大学文学部卒業。医学博士（京都府立医科大学）、心理学博士（同志社大学）取得。同志社大学助手、専任講師、助教授、教授を経て、2008年に定年退職。専門は学習と記憶と加齢の生理心理学。著書は『行動の生理心理学』（編著、ソフィア）、『比較海馬学』（共編、ナカニシヤ出版）、『心理学概論』（共編・監修、ナカニシヤ出版）など。

注：最新の情報は、こちらをご参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>